

○伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領

平成 16 年 11 月 1 日告示第 91 号

改正

平成 19 年 3 月 30 日告示第 82 号
平成 20 年 4 月 1 日告示第 55 号
平成 20 年 6 月 1 日告示第 115 号
平成 21 年 7 月 23 日告示第 145 号
平成 22 年 3 月 31 日告示第 61 号
平成 24 年 3 月 29 日告示第 39 号
平成 25 年 8 月 28 日告示第 191 号
平成 26 年 4 月 1 日告示第 77 号
平成 28 年 4 月 1 日告示第 89 号
平成 30 年 6 月 1 日告示第 182 号

伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 17 条第 1 項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定、平成 26 年 9 月 30 日一部変更）第 2 の 3 の（4）に則り、有資格業者の指名及び入札参加資格の停止（以下「指名停止」という。）について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）、維持業務委託並びに測量、設計、調査及び工事監理に係る業務委託（以下「業務委託」という。）をいう。
- (2) 有資格業者 伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）第 86 条第 2 項の規定に基づき入札参加資格者名簿に登録された者をいう。
- (3) 市発注工事 伊賀市が発注する建設工事等をいう。
- (4) 一般工事 三重県内で施工される市発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。
- (5) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあつては、その者及び支配人

- (6) 使用人 役員等以外の職員をいう。
- (7) 指名停止 期間を定めて市発注工事の指名及び入札参加の対象外とする措置をいう。
- (8) 公共機関等の職員 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する公務員（特別法上公務員とみなされる者及びその職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含む）をいう。
- (9) 下請負人 建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。
- (10) 短期 別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。
- (11) 長期 別表各項に掲げる措置要件毎に定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

（指名停止の決定機関）

第3条 市発注工事の施工（業務委託の履行を含む。以下同じ。）に係る指名停止の決定は、伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、市長が決定する。ただし、別表第1第13項又は別表第2第8項に該当する場合は、この限りでない。

（指名停止）

第4条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、指名停止の期間は、3年を超えることができない。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行ったときは、市発注工事のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者又は当該指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 前項の規定は、現に指名している有資格業者から辞退の届出があった場合には適用しない。

4 市長は、第1項の規定により指名停止を行ったときは、当該指名停止に係る有資格業者が市発注工事の請負契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第5条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止の起因となる事由について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により有資格業者である共同企業体について指名停止を

行うときは、当該共同企業体の各構成員（明らかに当該指名停止の起因となる事由について責を負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む有資格業者である共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。この場合において、当該共同企業体の指名停止は、次条第2項の規定に基づく加重措置の対象としない。

4 市長は、有資格業者でない共同企業体が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、第2項の規定に準じて当該共同企業体の各構成員（明らかに当該指名停止の起因となる事由について責めを負わないと認められる構成員を除く。）について、情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第6条 有資格業者が1の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期（別表第2第7項のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）の2倍（別表第2第2項第3号又は第3項第4号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。ただし、有資格業者が別表各項の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、この項の規定に基づく加重措置の対象としない。

(1) 別表各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表各項の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第3項まで又は第7項の措置要件に係る指名停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1項から第3項まで又は第7項の措置要件に該当することとなったとき（前項に掲げる場合を除く。）

3 前項の場合において、下請負人又は共同企業体の構成員について加重措置を講じるときは、伊賀市入札資格審査会に諮り、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止期間を定めることができる。

4 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の期間の2分の1の期間まで短縮することができる。

5 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため別表各項及び第1項の規定による長期（別表第2第7項のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える指

名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項、前項各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。
- 8 指名停止の期間を算定するに当たり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第7条 市長は、第4条第1項の規定により指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合における、指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（別表第2第2項第3号又は第3項第4号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

この場合において、前条第2項の規定に基づく加重措置の対象となり、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、同項を適用した後に、それぞれ別表各項に定める短期（別表第2第2項第3号又は第3項第4号の措置要件に該当することとなったときはそれぞれ当該各項に定める短期を1.5倍した期間）を加えた期間とする。

- (1) 市発注工事の入札において、談合情報を得た場合、又は担当課（室）等の長が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該事実を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項又は第3項に該当したとき。
- (2) 別表第2第2項又は第3項に該当する有資格業者（その役員等又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令、公契約関係競売等妨害又は若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 別表第2第2項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。（前2号に掲げる場合を除く。）
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防

止法」という。)第3条第4項の規定に基づく市による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する有資格業者が、市に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。(前3号に掲げる場合を除く。)

- (5) 市又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競争等入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)、談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。))又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する有資格業者が、市に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。(第1号又は第2号に掲げる場合を除く。)

(事案の報告等)

第8条 市発注工事の担当課(室)等の長は、所掌する市発注工事について指名停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要があると認められるときは、速やかに契約監理課長に事案報告書(様式第1号)により報告するものとする。

- 2 契約監理課長は、前項の報告があったときは遅滞なく審査会の審議に付すものとする。
- 3 審査会は、公衆損害事故又は工事関係者事故が発生したときは、前項に規定する審議の前に、別に定める伊賀市建設工事事故調査委員会に事故調査を行わせることができる。この場合において、伊賀市建設工事事故調査委員会の長は、遅滞なく調査結果を審査会に報告するものとする。

(指名停止の通知)

第9条 市長は、第4条第1項又は第5条の規定により指名停止(指名停止の期間変更及び解除を含む。)を決定したときは当該有資格業者に様式第2号から様式第4号により通知するものとする。

- 2 契約監理課長は、指名停止の決定があったときは、次の各号に掲げる事項を契約監理課で閲覧に供し、伊賀市ホームページに掲載するものとする。
- (1) 指名停止が決定された有資格業者の商号又は名称及び所在地
- (2) 指名停止の理由
- (3) 指名停止期間

(指名停止の期間の始期)

第10条 指名停止の期間の始期は、指名停止の決定があった日の翌日とする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、その他特にやむを得ない事由があると認められる場合は

この限りでない。

(下請負等の禁止)

第12条 指名停止の期間中の有資格業者は、市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したのものについては、この限りでない。

2 有資格業者が、指名停止の決定の日又は指名停止の期間中に入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当該指名停止の期間の満了する日までは市発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格事業者が、指名停止の期間の始期前に契約締結したのものについては、この限りでない。

(指名停止業者が合併等をした場合の指名停止の効果)

第13条 指名停止の期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、指名停止の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第14条 市長は、指名停止に至らない事由において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(準用規定)

第15条 建設工事等以外で指名停止等の措置を行うときは、この要領を準用する。

附 則

この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 82 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日告示第 55 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 6 月 1 日告示第 115 号)

この告示は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 7 月 23 日告示第 145 号)

この告示は、平成 21 年 7 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 29 日告示第 39 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 8 月 28 日告示第 191 号)

この告示は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日告示第 77 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日告示第 89 号）
この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日告示第 182 号）
この告示は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条関係）
伊賀市内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事において、伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成16年伊賀市告示第90号）第 3 条第 3 項に規定する入札参加資格審査申請書及び関係資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の契約を履行するに当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	1 か月以上12か月以内
<p>3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(工事成績の不良)</p> <p>4 市発注工事の施工に当たり、伊賀市建設工事成績評定要領（平成19年伊賀市告示第58号）に定める工事成績評定点が、前 2 年間に於いて(1)の点数であったとき又は(2)の点数が 2 回あったとき。 (1) 49点以下 (2) 59点以下</p>	1 か月以上 6 か月以内
<p>(契約違反)</p> <p>5 市発注工事を落札したにもかかわらず</p>	1 か月以上 6 か月以内

らず、契約を締結しなかったとき。	
6 市発注工事の施工に当たり、監督職員又は検査職員の職務の執行を妨げたとき。	1 か月以上 6 か月以内
7 市発注工事の施工に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除されたとき。	1 か月以上 6 か月以内
8 市発注工事の施工に当たり、正当な理由がなく、履行期限内に契約の履行が完了しなかったとき。	1 か月以上 6 か月以内
9 前 4 項に掲げる場合のほか、市発注工事の契約を履行するに当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
10 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
11 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
12 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内
13 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じ	1 か月以上 2 か月以内

させた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	
(その他)	
14 有資格業者が、三重県による資格(指名)停止の決定を受けたとき。	三重県が決定した期間

備考

- 1 一般工事における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断基準（第3項）
一般工事における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- 2 事故に基づく措置の判断基準（第10項から第13項まで）
公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止は行わない。
ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- 3 市発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第10項及び第12項）
市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。
ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合
イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- 4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断基準（第11項及び第13項）
一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

別表第2（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	措置期間
------	------

<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄の場合</p> <p>(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p> <p>(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合</p>	<p>4 か月以上24か月以内</p> <p>3 か月以上18か月以内</p> <p>3 か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号違反の場合（第3号に該当する場合を除く。）</p> <p>(2) 第1号及び第3号以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合</p> <p>(3) 重大な独占禁止法違反（市発注工事のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）案件における独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反するものをいう。）の場合</p>	<p>3 か月以上12か月以内</p> <p>1 か月以上9か月以内</p> <p>6 か月以上36か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	
<p>3 有資格業者の役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(i) 市発注工事における有資格業者の役員等又は使用人が公契約関係競売</p>	<p>4 か月以上12か月以内</p>

等妨害又は談合の場合（第4号に該当する場合を除く。）	
(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	2か月以上12か月以内
(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	1か月以上12か月以内
(4) 重大な公契約関係競売等妨害又は談合（市発注工事のうち、特定調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合）の場合	6か月以上36か月以内
(建設業法違反行為)	
4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	
(1) 市発注工事における建設業法違反の場合	2か月以上12か月以内
(2) 市発注工事以外における建設業法違反の場合	1か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
5 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上12か月以内
6 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上12か月以内
(暴力的不法行為等)	
7 次の第1号から第6号までのいずれ	次の第1号から第6号の措置期間に

<p>れかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の第7号から第11号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>については、指名停止の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。</p>
<p>(1) 有資格業者の役員等が、伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年伊賀市告示第144号。以下「措置要綱」という。）第2条第9号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>24か月</p>
<p>(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団（措置要綱第2条第8号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p>	<p>12か月</p>
<p>(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団関係法人等（措置要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等をいう。以下同じ。）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>9か月</p>
<p>(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難され</p>	<p>3か月</p>

るべき関係を有していると認められるとき。	
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団員等又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6 か月
(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1 か月以上12か月以内
(8) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、措置要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3 か月以上 6 か月以内
(9) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、措置要綱別表第2に規定する資材販売業者等又はその役員等が措置要綱別表第1に掲げるいずれかに該当する者と認められると知りながらその者から資材を購入し、又は施設若しくは産業廃棄物処理業者を使用したとき。	3 か月以上 6 か月以内
(10) 有資格業者が、市発注工事の契約を履行するに当たり、発注機関の長が措置要綱第5条第3項若しくは第4項又は第6条第4項の規定に基づき有資格業者又は当該有資格業者を通じ下請負人、資材会社等の契約解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3 か月以上 6 か月以内
(11) 有資格業者が、市発注工事に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若	1 か月

しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	
(その他)	
8 有資格業者が、三重県による資格(指名)停止の決定を受けたとき。	三重県が決定した期間

備考

- 1 「業務」について（第2項、第5項及び第7項）
「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。
- 2 独占禁止法違反行為（第2項）
 - (1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行う。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - オ その他公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき
 - (2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が別表第2第2項に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。
- 3 建設業法違反行為（第4項）
建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。
 - ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を適された場合
 - イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合
- 4 不正又は不誠実な行為（第5項）
業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用

人が、業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 市発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7項第7号）

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。